

(3) 学生から職業人への円滑な移行の支援 **57億円**

○ 高校生向け就職ガイダンスの実施 **4.9億円**

職業への理解促進、就職活動の仕方などに関する講習を行う「就職ガイダンス」について、常用就職者とフリーターとの賃金や生活面での格差の実態等フリーター化の防止に資する内容を盛り込むなどの内容の再編を図るとともに、就職希望者が多い学校の希望者にガイダンスが実施できるよう支援する。

○ 若者向けキャリア・コンサルティングの普及促進 **40百万円**

若者の職業キャリアの円滑な形成を促進するため、若者向けキャリア・コンサルティングに必要な能力要件についてニート等の自立も含めた課題にも対応できるよう見直しを行う。

(4) 現場の戦力となる若者の育成（再掲） **78億円**

○ 「実践型人材養成システム」の普及促進（新規） **3.7億円**

中小企業及び新規高卒者等に対し「実践型人材養成システム」（実習併用職業訓練）を普及・定着させるため、地域の事業主団体による先導的なモデル事業を実施し、その成果を全国に普及させるとともに、同システムに取り組む認定職業訓練施設や事業主等に対する支援措置を創設する。

○ 産学官の連携による「実務・教育連結型人材育成システム」の普及促進 **74億円**

若者の実践的で効果的な職業能力開発を支援するため、企業実習と座学を連結させた教育訓練の受講を促進するための体験講習や、実習先企業の開拓等企業や民間教育訓練機関の導入を促進することにより、実務・教育連結型人材育成システムの社会的定着を図る。

(5) 複線型の応募機会の拡大に向けた取組の推進 **5億円**

複線型採用の導入や採用年齢の引き上げについての好事例の提供、経営トップへの働きかけ、法的整備等の取組を行うとともに、学生職業センター等における求人企業への働きかけにより、若者の応募機会の拡大に向けた取組を推進する。

2 女性の意欲・能力を活かした再就職・起業の実現

27億円（19億円）

(1) マザーズハローワークの機能強化とマザーズハローワークサービスの全国展開 20億円

マザーズハローワークにおいて、子育ての状況や職業上のブランクの長短等個々の事情に応じたきめ細かな職業相談・求人確保等を行うとともに、未設置県の主要なハローワークにおいても「マザーズサロン（仮称）」を設置して同様のサービスを展開し、子育てする女性等に対する就職支援の充実を図る。

(2) 再チャレンジ女性の企業における活躍の場の拡大 4.9億円

出産・育児で離職した女性が再就職に向けた計画的な取組を行えるよう相談・助言を充実するとともに、再チャレンジのモデルとなるような企業のノウハウの収集・提供やインターンシップ（再チャレンジ職場体験）の導入等を行い、企業による再チャレンジ女性の積極的活用を促進する。

(3) 女性の起業に対する支援の拡充 2.6億円

起業について総合的情報提供を行う専用サイトの運用を開始し、メンター（先輩の助言者）紹介サービスを拡充するとともに、子育てする女性が起業する場合、その要した費用の一部を助成する制度を活用した起業支援を推進する。

3 障害者の職業的自立に向けた就労支援の総合的推進

139億円（138億円）

(1) 雇用・福祉・教育の連携による就労支援の強化 23億円

○ 関係機関のチーム支援による福祉的就労から一般雇用への移行の促進（新規） 71百万円

ハローワークを中心に福祉等の関係者からなる「障害者就労支援チーム」による、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を全国展開する。また、障害者の就労サービスに係るワンストップ相談窓口を全国47のハローワークに開設する。

○ 障害者就業・生活支援センター事業の拡充 12億円

障害者に対する就業及び日常生活に係る相談、助言等を実施する「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数を拡充する。

110か所 → 135か所

○ 養護学校等の生徒とその親の一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進 5 5 百万円

養護学校等と連携し、生徒及びその親を対象に、一般雇用や雇用支援策への理解の促進を図るセミナー、事業所見学会、職場実習のための面接会を実施し、養護学校等の生徒の就職促進を図る。

(2) 障害の特性に応じた支援策の充実・強化 2. 2 億円

○ 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの実施（新規） 8 9 百万円

ハローワークにおいて、発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向け専門支援を希望しない者については、きめ細かな就職支援を実施する。

○ 発達障害者の就労支援者育成事業の拡充 1 3 百万円

発達障害者支援センターにおいて、医療・保健福祉・教育等関係機関の発達障害者支援関係者に対する就労支援ノウハウの付与のための講習等を拡充して実施するとともに、新たに、発達障害者と支援者による体験交流会を開催する。

○ 医療機関等との連携による精神障害者の就労支援の実施（新規） 4 7 百万円

ハローワークが医療機関等と連携して就職活動のノウハウ等を付与するジョブガイダンスを実施するとともに、医療から雇用への移行を促す就労支援モデルを新たに構築することにより精神障害者の就労を支援する。

(3) 中小企業による雇用促進の取組への支援 4 4 百万円

○ 中小企業団体による障害者雇用の啓発・推進のためのモデル事業の実施（新規） 4 4 百万円

中小企業団体に委託して、障害者雇用に関する啓発セミナー、雇用管理改善等のためのワークショップの開催、雇用好事例集の作成、相談窓口の設置等を行う。

(4) 障害者に対する職業能力開発の推進 5 9 億円

○ 一般校を含めた公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進 4 3 億円

障害者能力開発校における職業訓練に加え、一般の職業能力開発校において、知的障害者等を対象とした専門訓練を行うとともに発達障害者に対する職業訓練をモデル的に実施する。

- **地域の障害者支援機関を活用した実践的職業訓練の推進** 15億円
障害者の態様に応じた委託訓練を拡充するとともに、障害者の就労を支援する地域の社会福祉法人等が委託先企業を開拓するモデル事業を実施する。

- **障害者職業能力開発プロモート事業の拡充** 55百万円
政令指定都市において、公共職業能力開発施設と福祉施設、養護学校等の関係機関との連携体制を確立することにより、教育・福祉から職業訓練への移行を円滑にする仕組みを形成する事業を拡充する。

3か所 → 6か所

4 困難な状況を克服し、再就職を目指す人たちへの支援の実施 159億円（91億円）

- (1) **リストラ等による退職者の就職支援** 32億円

- **再チャレンジプランナーの配置による計画的な求職活動支援** 31億円
ハローワークに「再チャレンジプランナー」を配置し、自ら再就職の実現に向けた計画の策定が可能な者に対しては、計画策定の助言等を行い、それが困難な者に対しては、キャリアの自己点検、能力再開発、求職活動のノウハウの付与等の総合的な支援計画を策定するとともに、必要な支援への誘導等を行うことにより、計画的な求職活動を支援する。

- **民間事業者を活用した中高年不安定就労者の再チャレンジ支援（新規）** 1億円

リストラによるショック等から精神的な悩みや不安を抱えたまま不安定就労を繰り返す中高年齢者等に対し、メンタル面や生活面の支援、就職後の職場適応・定着指導等の支援を、民間事業者に委託して実施する。

- (2) **早期再就職の緊要度の高い求職者に対する専任の支援員による一貫した就職支援** 33億円

早期再就職の緊要度が高い求職者に対し、専任の支援員による一貫した就職支援を行うなど求職者の個々の状況に応じたきめ細かな就職支援を行う。

- (3) **病気等のブランクを克服できる人事制度の柔軟化（新規）** 14百万円

病気等で長期のブランクがあっても、元の職場で再び活躍、評価され、又は、他の職場に再チャレンジできるよう、調査等を実施し、その結果を踏まえ企業への働きかけを行う。

(4) 生活保護や児童扶養手当を受給する者に対する就労支援の推進

23億円

生活保護や児童扶養手当を受給する者の自立支援プログラムの一環として、ハローワークと福祉事務所とが連携して就労支援を推進する。

(5) 刑務所出所者等に対する就労支援の推進

1.7億円

法務省との連携の下、刑務所出所者等に対し、職業相談、職業紹介、求人開拓等を行うとともに、更生保護法人に委託して試行雇用奨励金の支給や職場体験講習を実施する等の就労支援を推進する。

(6) 「70歳まで働ける企業」の普及促進（新規）

22億円

○ 「70歳まで働ける企業」推進プロジェクトの実施

8.6億円

「70歳まで働ける企業」の普及促進を図るため先進事例の収集・情報提供や人事処遇制度の見直しに対するアドバイス等を実施するとともに、事業主団体等による70歳までの高年齢者の一層の雇用に向けた取組等を支援する。

○ 「70歳まで働ける企業」に向けた定年引き上げ等の取組の促進

1.4億円

65歳以上への定年の引き上げ等の導入を促進するため、これを実施した中小企業に対して支援を行うとともに、70歳以上への定年引き上げ等を実施した場合には、さらなる支援を行う。

(7) 地域の労使による就職支援事業の推進

4.3億円

就職困難者の雇用拡大を図るため、地域の労使の連携による試行雇用求人への支援を行うとともに、就職困難者が就労しやすいように就業規則等を変更し、試行雇用から常用雇用への受入れを行った事業主に対する助成制度を創設する。